

2025年12月9日

お客様各位

ENEOS株式会社

EV充電サービスのご利用がない方への「会員サービス手数料」の請求に関するご案内

ENEOS株式会社（以下「当社」）は、「ENEOS Charge Plus」にて、継続的なサービスご提供のため、ENEOS Charge Plus会員に対して「会員サービス手数料」を設けさせていただくことをお知らせいたします。

入会翌年度以降、1年間に一度も ENEOS Charge Plus をご利用いただかなかった場合、「会員サービス手数料」として1,386円/年（税込）を請求させていただきます。会員サービス手数料の請求月は毎年4月とし、ご利用有無の判定期間は請求月の直前1年間（前年4月1日から当年3月31日まで）とします。該当する期間中に一度でもご利用いただければ、請求は発生いたしません。「ご利用判定期間」および当該会員サービス手数料の「請求月」の例は、次のとおりです。

<請求方法について※1>

ご入会月	ご利用判定期間	請求月※2
2025年3月以前	2025年4月～2026年3月	2026年4月
2025年4月～2026年3月	2026年4月～2027年3月	2027年4月

※1 ご入会月が2026年4月以降の場合も、同条件で適用いたします。

※2 ご利用いただいているカード会社の引き落とし日によって変更となる可能性があります。

（注意事項）

- ご利用判定期間中にENEOS Charge Plusの会員決済※4でご利用があった場合は、会員サービス手数料の対象外となります。
- 「会員サービス手数料」の請求は、請求月の1日時点（以下「請求基準日」）で会員登録が有効な方であって、ご利用判定期間中に一度もENEOS Charge Plusをご利用実績がない会員を対象とします。ただし、請求基準日の前日までに解約された場合は、会員サービス手数料の請求対象外となります。
例①) ご入会日が2025年9月1日で、2026年4月1日から2027年3月31日までに1回もENEOS Charge Plusのご利用がなく、2027年4月1日の請求基準日時点で会員の方は、請求対象となります。
例②) ご入会日が2025年11月1日で、2026年4月1日から2027年3月31日までに1回もENEOS Charge Plusのご利用がなく、2027年3月31日をもって解約された方（すなわち、2027年4月1日の請求基準日時点で会員でない方）は、請求対象外となります。
- ご利用判定の対象となる利用情報は、ご利用判定期間中に当社で売上情報の反映が確認できたご利用分です。充電利用後、決済処理等の関係で売上情報の反映までに数日かかる場合があります。そのため、ご利用が判定期間の最終日に近い場合等、反映が遅れた売上は対象外となる場合がありますのでご注意ください。

- ・会員登録 1 件毎にご利用判定させていただき、所定の会員サービス手数料を請求させていただきます。
- ・毎年3月末日時点で、プレミアムプランおよび PHEV プランに登録されている会員または法人会員は、会員サービス手数料の判定対象外となります。
- ・会員サービス手数料については、2026 年 3 月 1 日改定予定の ENEOS Charge Plus 会員規約第 16 条に規定します。
- ・ご利用実績は、お客様ページから確認いただけます。

<ENEOS Charge Plus 特設サイト> : <https://www.eneos.co.jp/chargeplus/>

※4 会員決済：ENEOS Charge Plus アプリ、ENEOS Charge Plus 充電会員カード、EneKey、モバイル EneKey、会員ワンタイムパスワード。なお、EneKey およびモバイル EneKey については、お客様ページから EneKeyID の連携が必要です。連携されていない場合、ご利用判定の対象外です。

以 上